

平成27年第1回(3月)泉崎村議会定例会報告書

- 1 会 期 平成27年3月3日(火)～3月12日(木) 10日間
- 2 議 案 等 議案 30件
発議 2件
- 3 一 般 質 問 平成27年3月10日(火) 6名
- 4 誓 願・陳 情 請願書 1件 陳情書 1件

◎ 議案等の審議及び概要は次のとおりです。

【議案第2号】 泉崎村墓地公苑維持管理基金条例

(原案可決) ◇墓地公苑使用者より徴収する墓地管理料を積み立てし、墓地公苑の維持管理費に充てるため条例を制定するものです。

【議案第3号】 泉崎村パークゴルフ場設置条例

(原案可決) ◇村民の健康増進・スポーツの振興、世代間、地域間との交流を図るために設置する「泉崎村パークゴルフ場」の設置及び管理運営等について規定するため条例を制定するものです。

【議案第4号】 泉崎村地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

(原案可決) ◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の改正がなされ、国で定めることとしていた地域包括支援センターの職員等に関する基準について、市町村の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものです。

【議案第5号】 泉崎村指定介護支援予防支援等の事業の人員及び並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(原案可決) ◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、介護保険法の改正がなされ、従来、国で定めることとしていた指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、市町村の条例で定めることとされたため、本条例を制定するものです。

【議案第6号】 泉崎村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

(原案可決) ◇平成27年度から始まる子ども・子育て支援制度では、幼稚園及び保育所並びに認定子ども園等特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準等については、子ども子育て支援法による国の定める基準を踏まえ、市町村ごとに条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものです。

【議案第7号】 泉崎村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(原案可決) ◇子ども・子育て支援制度で、家庭的保育事業等については、市町村の認可事業として位置づけ、その基準については、児童福祉法第34条の16第1項により、市町村ごとに条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものです。

【議案第8号】 泉崎村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(原案可決) ◇子ども・子育て関連3法の制定により児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について国で定める基準を踏まえ、市町村が条例で基準を定

めることとされたことに伴い、条例を制定するものです。

【議案第9号】 泉崎村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇給与制度の総合的な見直しにより、平成26年10月に福島県人事委員会より出された職員の給与等に関する勧告に準じ、給料表の平均1%引き下げ、寒冷地手当支給を見直し、通勤手当の引き上げ、特定職員の給料減額等、県の完成に準じて所要の改正をするものです。

【議案第10号】 泉崎村定住促進条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇天王台ニュータウン、都橋住宅団地の販売促進を図るため、平成27年3月31日の本条例の有効期限を更に6ヶ月延長するため、条例の一部を改正するものです。

【議案第11号】 泉崎村道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇道路法施行令の一部を改正する政令に伴い、国・県に準拠して占用料の減額を行うなど所要の改正をするものです。

【議案第12号】 泉崎村介護保険条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇現在の保険料を介護保険給付費の見込みに応じた平成27年度から29年度の保険料率に改正し、現在の6段階から9段階へ、併せて普通徴収の納期を現在の6期から8期に改正するなど所要の改正をするものです。

【議案第13号】 泉崎村地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、複合型サービスの名称が介護小規模多機能型居宅介護に変更されるなどの改正がなされたことにより所要の改正をするものです。

【議案第14号】 泉崎村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」において、複合型サービスの名称が介護小規模多機能型居宅介護に変更されるなどの改正がなされたことにより所要の改正をするものです。

【議案第15号】 泉崎村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(原案可決)

◇国の「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」改正に伴い、これに準じ所要の改正をするものです。

【議案第16号】 しらかわ地域定住自立圏形成協定の締結について

(原案可決)

◇これまで、白河市を中心市とし東西白河の9町村で定住自立圏構想推進に向け部会・幹事会等を進めてきたところです。定住自立圏構想による自治体間の連携を安定的に維持継続していくため白河市と「しらかわ地域定住自立圏形成協定」を締結するため議会議決を求めるものです。

【議案第17号】 泉崎カントリーヴィレッジ・ターミナルの指定管理者の指定について

(原案可決)

◇3月31日に指定の期間が終了する泉崎カントリーヴィレッジ・ターミナルの指定管理者について、平成30年3月31日までの3年間、引き続き指定管理者として(有)イズミザ

キコーポレーションを指定するものです。

【議案第18号】 平成26年度泉崎村一般会計補正予算(第7号)

(原案可決)

◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20億7748万2000円を減額し、歳入歳出予算の総額を50億8287万6000円とするものです。

【議案第19号】 平成26年度泉崎村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

(原案可決)

◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2295万1000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億9789万3000円とするものです。

【議案第20号】 平成26年度泉崎村後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

(原案可決)

◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1233万1000円を増額し、歳入歳出予算の総額を5561万8000円とするものです。

【議案第21号】 平成26年度泉崎村介護保険特別会計補正予算(第4号)

(原案可決)

◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1220万円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億8996万5000円とするものです。

【議案第22号】 平成26年度泉崎村農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

(原案可決)

◇歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ555万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億638万5000円とするものです。

【議案第23号】 平成27年度泉崎村一般会計予算

(原案可決)

◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ72億2448万8000円とするものです。
(前年比10億7387万1000円、17.4%増)

【議案第24号】 平成27年度泉崎村国民健康保険特別会計予算

(原案可決)

◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億9217万5000円とするものです。
(前年比1億1079万8000円、12.4%増)

【議案第25号】 平成27年度泉崎村後期高齢者医療特別会計予算

(原案可決)

◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4759万4000円とするものです。
(前年比524万7000円、12.4%増)

【議案第26号】 平成27年度泉崎村介護保険特別会計予算

(原案可決)

◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1020万3000円とするものです。
(前年比6432万8000円、14.4%増)

【議案第27号】 平成27年度泉崎村介護老人保健施設特別会計予算

(原案可決)

◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38万3000円とするものです。
(前年比1.3%減)

【議案第28号】 平成27年度泉崎村農業集落排水事業特別会計予算

(原案可決) ◇歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億198万6000円とするものです。
(前年比995万4000円、4.7%減)

【議案第29号】 平成27年度泉崎村水道事業会計予算

(原案可決) ◇収益的収入2億5140万円、収益的支出2億2501万4000円とし、
資本的収入5000円、資本的支出1億1705万7000円とするものです。
※給水戸数2031戸、年間総給水量85万9633立米

【議案第30号】 平成27年度泉崎村工業用地造成事業会計予算

(原案可決) ◇収益的収入3億8407万4000円、収益的支出1億7723万1000円とするものです。
※土地売却面積24,000㎡

【議案第31号】 平成27年度泉崎村住宅用地造成事業会計予算

(原案可決) ◇収益的収入2億5140万円、収益的費用4341万1000円とし、
資本的収入0円、資本的支出4105万6000円とするものです。
※土地売却面積5447.17㎡

◎ 発 議

※採択されました請願及び陳情は、議員発議により議会に提案され、可決後、意見書として国、県等の関係機関へ積極的に働きかけを行うものです。

【発議第1号】 JAグループの自己改革実現に向けた意見書の提出について

(原案可決) 提出者: 経済文教常任委員長

【発議第2号】 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

(原案可決) 提出者: 経済文教常任委員長

◎ 請 願 書

受理No. 1 JAグループの自己の改革に向けた請願書

(採択)

提出者: 白河農業協同組合
代表理事組合長 薄井 惣吉

◎ 陳 情 書

受理No. 1 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の陳情について

(採択)

提出者: 日本労働組合連合会
福島県連合会白河地区連合
議長 春日 浩保

(以上)